## 山口市訪問入浴サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 訪問入浴サービス事業(以下「事業」という。)は、地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により入浴サービス(以下「訪問入浴サービス」という。)を実施することにより身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るとともに、重度身体障がい者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(実施主体及び実施内容)

- 第2条 この事業の実施主体は、山口市とする。ただし、適切な事業運営を行うことができると認められる社会福祉法人等(以下「サービス提供事業者」という。) に、事業の全部又は一部を委託することができるものとする。
- 2 この事業は、身体障がい者の居宅を訪問し、訪問入浴車による入浴サービスを 行うものとする。

(サービス提供事業者)

- 第3条 市長は、利用者に対して適切なサービスが提供できる事業者を指定するものとする。
- 2 事業を実施できる事業者は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、 都道府県知事から指定訪問入浴介護事業者として指定を受けた者とする。
- 3 第1項の指定を受けようとする者(以下「指定申請者」という。)は、あらか じめ山口市地域生活支援事業指定申請書(様式第1号)を市長に提出しなければ ならない。
- 4 市長は、前項の申請書を受理したときは、事業者の要件、障がい者等の自立支援に関する実績及び事業実施能力並びに運営内容等を十分審査して、指定の適否を決定するものとする。
- 5 市長は、前項の指定の適否を決定したときは、山口市地域生活支援事業指定決 定通知書(様式第2号)により指定申請者に通知するものとする。
- 6 指定事業者は、所在地等の変更もしくは事業を廃止しようとするときは、あらかじめ山口市地域生活支援事業変更・(廃止)届(様式第3号)を市長に届け出なければならない。

(対象者)

第4条 訪問入浴サービスを受けることができる者(以下「対象者」という。)は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年1月25日政令第10号。以下「施行令」という。)別表に掲げる特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者(介護保険制度の対象者については、要介護認定を受けた上で、介護保険制度の基準額の制約から訪問入浴サービスを介護保険制度で利用ができないと認められた者に限る)で、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 山口市に住所を有し、この事業の利用を図らなければ入浴が困難な者のうち医師が入浴可能と認めた者。
- (2) 市長が特に必要であると認めた者。

(家族等の立会い)

第5条 訪問入浴サービスを受けるときは、原則として家族等の対象者の介護者が 立ち会うものとする。

(サービスの内容)

- 第6条 訪問入浴サービスの内容は、次に掲げるものとする。
- (1) 洗髪、洗体及び洗顔。
- (2) 衣類の着脱に関する介助。
- (3) 入浴及び清拭に関する指導。
- (4) その他入浴の実施に必要なこと。

(サービスの提供回数)

第7条 訪問入浴サービスの提供回数は、利用者(第9条第1項の規定により訪問 入浴サービスの利用の決定を受けた者をいう。以下同じ。)一人についておおむ ね月2回以上行うものとする。

(申請)

第8条 訪問入浴サービスを利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、 山口市訪問入浴サービス利用申請書(様式第4号)を市長に申請しなければなら ない。

(決定及び通知)

- 第9条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかに利用の可否 を決定し、山口市訪問入浴サービス利用決定(却下)通知書(様式第5号)によ り申請者に通知するものとする。なお、この決定に当たって、市長は医師の意見 書を参考にするものとする。
- 2 市長は、前項の利用の決定をしたときは、山口市訪問入浴サービス利用委託通知書(様式第6号)により、当該サービス提供事業者へ通知するものとする。

(入浴に関する医師の意見の聴取)

第10条 市長は必要と認める場合には、随時に利用者の入浴に関し、医師の診断 書等による意見を求めることができる。

(届出義務)

- 第11条 利用者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に届け出なければならない。
  - (1) 住所又は氏名を変更したとき。
  - (2) 訪問入浴サービスを利用する必要がなくなったとき。

(利用の中止又は取消し)

- 第12条 市長は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、訪問入浴サービスの利用を中止し、又は取り消すことができる。
  - (1) 機能回復により訪問入浴サービスを行う必要がないと認められるとき。

- (2) 疾病等により訪問入浴サービスを行うことが不可能であると認められるとき。
- (3) その他市長が訪問入浴サービスを利用することについて適当でないと認めたとき。

(決定通知書の再交付)

- 第13条 利用者は、汚損、紛失又はその他の理由により利用決定通知書の再交付を申請しようとするときは、山口市地域生活支援事業利用決定通知書再交付申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、利用決定期間内において、決定通知書の再交付の申請があったときは、決定通知書を再交付する。

(利用者負担)

第14条 利用者は、別表に掲げる訪問入浴サービス (清拭のみの場合を含む。) 利用料をサービス提供事業所へ支払うこととする。ただし、サービス提供事業所 は、利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用については、利用 者から徴収することができるものとする。

(委託料)

第15条 委託料は別表に掲げるサービス提供単価から前条に規定する利用料を 控除した金額を事業者に対して支払うこととする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の山口市訪問入浴サービス事業実施 要綱(山口市制定)、小郡町ねたきり老人等入浴サービス事業実施要綱(小郡 町制定)、又は阿知須町ねたきり老人等入浴サービス事業実施要綱(阿知須町) の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によ りなされたものとみなす。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 平成 1 7 年 1 0 月 1 日施行附則第 2 項の経過措置についてはこれを削 除する。

附則

この要綱は、平成22年1月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 山口市阿東地域訪問入浴サービス事業実施要綱は、廃止する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。ただし、様式第2号及び様式第3号の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## 別表

## 訪問入浴事業サービス提供単価

(単位:円)

訪問入浴	実施した場合	12,500
	訪問後に中止した場合	8,000

## 訪問入浴サービス利用料

(単位:円)

区分(個人世帯)※1	入浴実施1回当たり
住民税非課税(生活保護世帯含む)	0
上記以外	1,250(1割負担)※2

※1個人世帯とは、障害者総合支援法施行令(平成18年1月25日政令第10号)第17条に規定する世帯。

※2訪問後に中止した場合の単価を算定する場合は、利用者負担を要しないものとする。